支部ニュース

2021年5月　No.570

発行　自由法曹団東京支部
〒112-0014　東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202 号
TEL03-5227-8255　FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399
メールアドレス　dantokyo@dream.com

●安保法制５周年特集（２）
「安保闘争から６１年間『歴史を前に動かす』という
「生き方としての弁護士」をつらぬき通す」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平山知子　1
●生活保護の障害者加算削減の違法性を認め、慰謝料を認める
（東京地方裁判所令和３年３月２６日判決）
－慰謝料額は少ないが、大きな意味がある－・・・・・・・・・・・・・・・・・・・黒岩哲彦　4
●八王子幹事会での事件報告
※菱山南帆子さん市民活動弁護団のご報告
―もの言う女性、弁護します！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・白神優理子　7
※発達障害者法律相談室の活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・伊藤克之　10
※自死遺族支援弁護団の１０年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・和泉貴士　12
※気候変動問題に取り組む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・半田虎生　14
※都留文科大学事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・河村　文　15
※東村山市「憩いの家」住民訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・植木則和　16
※アスベスト訴訟（東京）の活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・井橋　毅　17
●オンラインメーデーを視聴して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之　18
●デジタル関連法案反対のチラシ作成
～国民投票法、入管法、少年法等の改悪阻止に取り組もう～・・・・・・・・・・中川勝之　18
●新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・浅野ひとみ　20
●東京五輪（オリンピック・パラリンピック）の２０２１年開催を
直ちに中止にし、関係機関による真摯な協議と十分な情報公開を求める声明・・・・・・　21
●４月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22

安保法制5周年特集（2）

「安保闘争から61年間『歴史を前に動かす』という「生き方としての弁護士」をつらぬき通す」

あかしあ法律事務所　平山　知子

1　私が「６０年安保闘争」の中で、弁護士になる決断をしたことは前回書きました。それからちょうど６１年。

（1）あのときに、改定された「安保条約」が61年経っても、まだそのまま、私に言わせれば、「憲法の上に居座っている」のです。今や「日米同盟」という名の「対米従属軍事同盟」として、ますます、憲法をないがしろにして押しつぶすような形で、です。

今回、団支部ニュースで「字数や回数に余り（全くという意味ではないことは承知しています）こだわらないでよい」と事務局からお言葉をいただきましたので、若い団員のみなさんを中心に、私の想いをお伝えする機会を得たことを感謝しながら、書いてみたいと思います。もちろん異論・反論・疑問は大歓迎ということを、前提としていますので、よろしくお願いします。

私は、前号にも書きましたように、団員弁護士として５５年間は、ほとんどが「町弁」としての活動でした。マスコミにのるような大きな憲法訴訟などに関わることもありませんでした。

でも、私の団員としての活動では、「６０年安保闘争」の中で、学び取った「生き方としての弁護士」ということが、その基盤になっていたことは確かだと思います。最初は弾圧事件を含む刑事事件や労働事件にもそれなりに多く携わっていました。しかし、いつの間にか家事事件を数多く扱うようになり、その関連で女性の生き方などについての講演もたくさん行ってきましたが、どんなテーマであっても、最終的には「憲法」に行き着くのです。

（2）また、６０年闘争から考えれば当然とは言えますが、「沖縄」や「米軍基地」問題にこだわりを持ち続け、修習生時代から当時の「沖縄返還同盟」に参加して関わり、現在も、「沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動」という市民運動の共同代表をしております。

（3）私が、なぜこれほど、「憲法」はもちろんですが、「米軍基地」「主権」「独立」という問題にこだわり続けるのか？それは、私の「生活感覚」だからです。

私は、幼少時代の戦争体験から、ずっと「平和への希求」は、私の生活感覚そのものでした。幼児期に両親と離れて暮らした疎開生活、疎開先でも経験したＢ２９の空襲に怯える生活、戦中戦後の飢餓体験、そして東京に戻って焼け野原の原宿での小学校生活など・・・。物質的には極度の困窮の中でしたが、小学校生活は楽しく、戦後民主教育の第１号として、自分でものを考え、自分の意見を言うことが身についていきました。

（4）たとえば、私が通学のために毎朝通る明治通り、表参道交差点(現・神宮前交差点)を、米軍(当時は占領軍)の大きな軍用車両はまったく信号を無視して走り抜けます。小学生としてはほんとに怖い。交差点の交番(今はないですが)のお巡りさんに、私は「なぜ信号を無視するアメリカの車を取り締まらないの？」と尋ねました。すると、彼は頭を振って「アメリカさんだから仕方ない」と呟いただけです。「おかしい！」子ども心に怒りがわきました。

米軍に関して言えば､原宿には米軍宿舎(ワシントンハイツ・現在の代々木公園）がありましたので、酔った米兵２人が、家に押し入ってきて、母と一緒に裏口から必死に逃げたことなど、非常に怖い思いをしたことや、「おかしい」と感じたことは､他にもたくさんありました。これが､私の生活感覚の原点。だから､私は、今の沖縄の状況が自分の感覚として重なるのです。

2　コロナ禍の中で、「おかしいこと」が少し見えてきました。

（1）本来主権国家は､外国人の出入国を管理します。国際空港でパスポートやビザをチェック、検疫も行って、今は特にコロナの変異株ウイルスの侵入を防ぐために、各国とも厳重に水際対策をやっています。外国人がどこに何人いるかはきちんと把握しておかねばなりません。日本も厳重にやっているはずです。さらに「違法」（？）滞在者を早く追い出すために、入管法を改悪しようとしているくらいですから。

ところが、アメリカ人だけは例外。日本のどこに何人いるか、全く把握できていません。私は、入国管理局に直接電話をして確認しましたから、間違いありません。

つまり、米軍基地に直接軍用機などで入ってくる米軍兵士や軍属及びその家族は、日本の出入国管理の対象外、出入り自由。コロナ感染者が入ってきても、日本は検疫も隔離もできないのです。無症状の変異ウイルス感染者が米軍基地に入ってきて､その人が､米軍基地の外に出てくることも自由です。

それは、米軍関係者には、日本の「旅券法」そのものが「適用除外」だからです。

（2）新緑・青葉が美しい季節となると、大型旅客機が我が家の真上を飛びます。高度は７００ｍくらい。すごい音、私は幼児期の戦争体験から､いまだにサイレンと飛行機の爆音は、怖いのです。こんな過密都市の真上をどうして危険をおかして飛ぶのでしょうか？これが「東京オリンピック」のために、設けられたいわゆる「羽田新ルート」。

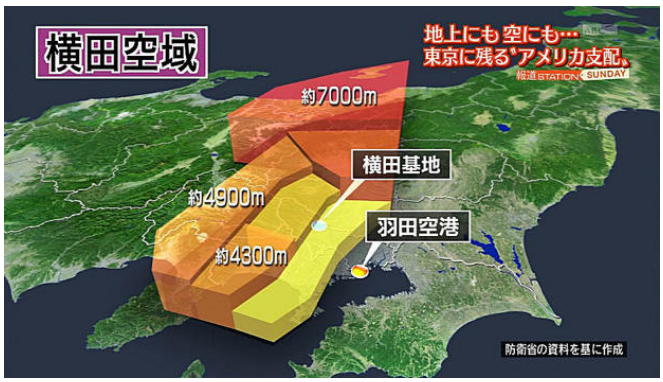

それは、東京に米軍横田基地が居座り、そこを中心として、巨大な空の壁・「横田空域」があり、そこには日本の旅客機が入れないからです。資料は、空域を示すもの。日本の領土内(しかも首都圏)の上空でありながら、その空域を自由に飛行できるのは米軍機だけで、管制するのは「在日米軍」です。

関東に南風が吹くときには、この一都九県にわたる広大な横田空域(高度も一番高いところは７０００m以上)を避けて、旅客機は羽田空港をめざして飛ばねばなりません。つまり日本の領土空域を他国であるアメリカが完全に支配しているのです。しかもこの「横田空域」なるものはその設定について、法的根拠はありません。

（3）そして、我が家の上空では、大型旅客機ばかりでなく、その旅客機のはるか下の超低空を、毎日米軍ヘリが飛んでいます(図は毎日新聞に掲載されたもの、略)。編隊を組んで飛んでいるのを、私は、何度も目撃しています。

人口密集地帯では半径６００ｍの範囲の最も高い構造物の上、３００ｍ以下を飛行してはならないというのが､航空法の規定。編隊飛行も、もちろん禁止です。

普天間基地や横田基地に配備された危険なオスプレイの飛行訓練高度は、なんと平均１５０ｍです。しかも、日本全国､山間部であろうと都市部であろうと、どこでもお構いなし。本国アメリカ国内では絶対できないことです。どうみても「おかしい」のではないでしょうか。

それは、米軍については、日本の航空法の中の、高度などを守るべき安全基準条項が全部「適用除外」だからです。(「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」)

（4）また、犯罪米兵を裁くという裁判権は国家主権の中でも基本的なもの。ところが、いわゆる「公務中」の犯罪は､日本に裁判権がありません。「公務外」でも、日米合同委員会の密約によって主たる裁判権は奪われているし、犯罪米兵が基地内に逃げ込んでしまえば、日本の警察は身柄の確保もできないのです。米軍基地は治外法権です。

これらはすべて、完全な「主権侵害」であり､日本は到底「独立国」とは言えません。

そして「主権」が侵害されていることこそ「人権」が侵害される根源であることを、法律家としては見落としてはならないと思います。

3　「主権侵害」の根源は、「日米安保条約」とこれに基づく「日米地位協定」です。

旧「日米安保条約」は、敗戦により占領されていたアメリカから独立するために結んだサンフランシスコ講和条約と同時に締結されました。ポツダム宣言 12 項では、日本が独立したら、占領軍は直ちに撤退しなければならないことになっていましたが、アメリカは、占領時の米軍基地をそのままの状態で居座らせるために、旧安保条約を一緒に締結させたのです。「アメリカの望むだけの兵力を、望む場所に、望む期間駐留させる」（ダレス国務省官顧問の言葉）ためでした。

１９６０年・岸内閣の時、改定されて現行安保条約となりましたが、基本は変わりません。むしろ、日本は米軍と「共同防衛」ということで、一緒に軍事行動を求められること、「防衛力」の増強義務もアメリカとの経済協力義務も負いました。米軍基地は「どこに」「どれだけ」「いつまで」などという特定は一切ないまま、国会の承認も要らず、基地がつくられようとしている自治体の民意も関係なしに、密室の「日米合同委員会」なるもので決めてしまうという「全土基地方式」が引き継がれました。世界に類例をみないもの。だから今、沖縄・辺野古に巨大な基地が沖縄県民の意思を無視して作られようとしているのです。

米軍の占領中と同じような特権的な地位（様々な適用除外条項も含めて）をそのまま引き継いだのが、日米地位協定です。

団員のみなさんも日常の活動を通じて、「今の政治はおかしい」と感じておられるでしょう。民主主義とは真っ向から対立する強権・腐敗の政治、立憲主義の根底を崩す政治、さらにコロナ禍の中でいっそう明確になった､格差と貧困の問題は、団員としての活動の原動力になっていると思います。大企業の横暴さを身をもって感じているでしょう。しかし、対米従属の問題や「主権」「独立」の課題というのは、とても見えにくい(見えにくくされている)のです。

私は、６０年安保闘争を経験した残り少なくなった世代として、これからの日本を、「憲法を活かす」日本に、本気で変えていくために、今あらためて、日米安保体制、今や「日米同盟」といわれる「対米従属軍事同盟」問題を若い団員のみなさんと、一緒に考えていきたいという想いで、これからも発信させていただきます。

生活保護の障害者加算削減の違法性を認め、慰謝料を認める
（東京地方裁判所令和3年3月26日判決）
―慰謝料額は少ないが、大きな意味がある―

北千住法律事務所　黒岩　哲彦

東京地方裁判所民事第２５部石田佳世子裁判官は２０２１年３月２６日に言い渡した国家賠償請求事件で、八王子市に対して、生活保護の障害者加算削減の違法性を認め、慰謝料の支払いを命じました。**（慰謝料は１万円、弁護士費用は１０００円。）**

第１　概要

１　原告　２０歳代。男性。統合失調症と診断され自宅で療養。
２　被告　八王子市（八王子市福祉事務所）
３　提訴　２０２０年5月２２日

第２　本件の意義

１　生活保護の処分について慰謝料を全く認めない判決が主流になりつつあるなかで、慰謝料を認めました。

【生活保護の処分についての慰謝料に関する判決】

●最高裁判所昭和４８年１０月１１日第１小法廷判決

【慰謝料を認めない】

慰謝料の請求について，本件の国家賠償の請求が，実質的には，障害者加算の額の支給という金銭債務の履行遅滞の責任を問うものであると解されることから，その障害者加算の額及びこれに対する遅延損害金の額を超える損害の賠償を請求することはできない。

●東京地方裁判所平成３１年４月１７日判決（生活保護返還金決定処分取消等請求事件）

【慰謝料を認めない】

原告は、慰謝料の請求もしているが、本件の被告に対する国家賠償の請求が、実質的には、平成２８年１０月１日から同年１１月３０日までの障害者加算の額の支給という金銭債務の履行遅滞の責任を問うものであると解されることからすれば、障害者加算の額及びこれに対する遅延損害金の額を超える損害の賠償を請求することはできないものというべきである（最高裁昭和４５年（オ）第８５１号同４８年１０月１１日第一小法廷判決）。

〇福島地方裁判所平成３０年１月１６日判決（収入認定処分取消等請求事件）

【慰謝料を認めた数少ない判例】

奨学金を収入認定したことについて慰謝料親子に各５万円で合計１０万円。

２　障害者加算は健康で文化的な最低限度の生活を営む上で不可欠

３　行政の不誠実と本人の頑張りを認めた

第３　いきさつ

１　平成２３年９月２０日　生活保護開始

２　平成２５年６月４日　　精神障害者保健福祉手帳（障害等級２級）の交付をうける。

３　同年８月４日　　生活保護費に障害者加算を計上

４　平成２９年５月１８日（本件削除決定）

八王子市福祉事務所長が、平成２６年３月に障害基礎年金の不支給決定があったことを把握したため、６月１日から障害者加算月額１万７５３０円を削除する保護変更決定。

５　平成２９年９月２２日　八王子年金事務所に障害者基礎年金の申請を行い、その後支給決定を受けた。

６　平成２９年１２月５日　平成２９年１０月分から障害者加算月額１万７５３０円を認定。**（平成２９年６月分から９月分までは障害者加算合計７万０１２０円は未認定のまま）**

７　平成２９年１２月２７日　１０月分から１２月分の障害者加算合計５万２５９０円を支給。

８　平成３１年３月２６日（本件却下決定）

本人が平成２９年６月分から９月分までは障害者加算を申請するが八王子市福祉事務所長は却下決定。

８　平成３１年４月３日（本件審査請求）

本人が東京都知事に審査請求。

９　審査請求中の令和元年１２月１９日

八王子市福祉事務所長は、本件削除決定の瑕疵が認められるとして本件却下決定を取り消す。

10　令和２年１月１６日　平成２９年６月分から９月分までは障害者加算合計７万０１２０円を支給。

第４　裁判官の判断

１　削除決定は国家賠償法上違法。

厚労省通知によると障害者年金の裁定が不支給でも、年金の再申請をしたときは、精神障害者福祉手帳が更新されているため、障害者加算は認定できる。

２　精神的損害はある

（１）　障害者加算は健康で文化的な最低限度の生活を営む上で不可欠

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり（生活保護法３条）、要保護者（同法による保護を必要とする者をいう。）は、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の範囲に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものである必要がある（同法８条２項）。障害者加算は、要保護者が障害を有することにより生じた特別の需要を考慮して加算されるものであり、精神障害を有する原告にとっては、健康で文化的な最低限度の生活を営む上で不可欠のものであると言える。したがって、かかる障害者加算が、平成２９年６月から同年１２月２７日の支給再開まで６か月にわたり支給されなかったことは、この間の原告の生活基盤を脅かすものであり、これによって原告が被った精神的苦痛は軽視しがたいものがある。

（２）　本人が独力で法的手続を行わなければならなかった。

本件通知に照らして本件削除決定には誤りがあったが、原告が八王子市福祉事務所の職員に対し、本件削除決定に疑問がある旨を指摘しても、任意にその誤りが是正されることはなく、その結果として、原告が独力で本件審査請求等法的手続きを行わなければならなかった経緯も軽視することはできない。

（３）　精神的苦痛があった

財産的損害のてん補があってもなお慰藉されない精神的苦痛があった。

（４）　ただ、慰謝料は１万円。理由は①瑕疵を任意に是正、②財産的損害がてん補、③不支給の期間と金額が長期かつ多額ではない。

原告本人のコメント

八王子市の私に対する行為は慰謝に値するとの判決をいただけて、とても感謝しております。

障害者加算のない期間が生じると、保護を受給する障害者にとても負担となるので、二度とこのようなことが起きるべきではありません。

私は加算が不当に削除された際に、いつまで加算のない生活が続くのかという強い不安感と、精神障害者保険福祉手帳を持っていることから明らかな障害者なのに、なぜ加算がないのかという強い理不尽さを感じていました。

八王子市に限らず、全国の福祉事務所は障害者のことをよく考え生活保護行政を行っていただきたいです。

私の気持ちを認めてくださった石田佳世子裁判官と、代理人を務めてくださった黒岩哲彦先生にはとても感謝しております。

私の苦しみを裁判官がよく理解し、判決文に反映していただいたとても意義のある判決だと思います。

私が福祉事務所を相手に争う気になれたのは生活保護の通院移送費をめぐり、ご高齢で重いご病気にもかかわらず出廷し、過去5年分の移送費の支給を奈良地裁で勝ち取った原告の方から勇気をいただいたからでもあり、財産権の侵害により慰謝料が認められた今回の判決も後に誰かの役に立てば幸いです。

小さな事件での勝利ですが、全国の地裁で判決が出始めている、保護費の基準についての訴訟で戦われている関係者の方々への励ましに少しでもなれればと思います。

八王子市福祉事務所からは自らの行為を隠蔽するために、審査請求中に数々の捏造をされ、こちらに非があるような主張をされ続けとてもつらい経験をしました。

それなのに録音などの動かぬ証拠が出てきたらいきなり処分を取消し、その後も謝罪もなく、裁判になったら今度は慰謝料は1円たりとも必要ないといった主張をし続け、弁論準備手続きはいつも電話で参加するくせに、結審が近づいた際には大勢の市職員で裁判所に押し寄せ、たった一人で国家賠償請求の判断をしなければならない立場の裁判官を全員が無言で見続け圧力をかけたりと本当に酷い自治体であり、八王子市という組織自体がおかしいのだと思います。

ケースワーカーとの通話は録音するようにしておいたので、それを審査請求中に提出することで処分取り消しに至ったことから、録音をしておいて損はないと思いますので、受給者の方々には録音、録画をして行政の不正から身を守っていただきたいです。

不正受給の経験のある生活保護受給者は少ないと思いますが、生活保護とは福祉事務所の裁量など本来は殆どなく、国の方針の通りに行うべきもののはずなのに、今回のように国の方針に反する不正な業務を行った経験のないケースワーカーはおそらく全国どこにもいないと思います。

世間は受給者の不正だけでなく、こういった問題にも目を向けてほしいです。

八王子幹事会での事件報告

菱山南帆子さん市民活動弁護団のご報告
―もの言う女性、弁護します！

八王子合同法律事務所　白神　優理子

１　「菱山南帆子さん市民活動弁護団」結成

「菱山南帆子さん市民活動弁護団」の結成総会と結成記者会見を２０２１年3月２３日に行いました。７１名の弁護団での結成です。

社会運動をする市民について常設の弁護団は、全国初のことであり、朝日新聞と東京新聞（多摩版・都心版・ＷＥＢ版）で取り上げられ反響が寄せられています。７１名の弁護団弁護士は、２０期代から７０期代まで、地域は北海道から九州までと、期も地域も幅広いものとなっています。その後も続々と弁護団員が増えております。

ご参加いただいている先生方へ、厚くお礼申し上げます。まだ申し込みをしていなかったという先生方、ご参加をお待ちしております！

共同代表の弁護士も、西東京法律事務所の山口俊樹弁護士、日野・子どもと家族法律事務所の木村真実弁護士、そして八王子合同法律事務所所属の私の３名で、幅広さを象徴していると思います。

２　菱山南帆子さんについて

国会前行動でも憲法集会でもマイクを持ち迫力のあるスピーチやコールをする菱山さんの姿は、ご存知の方がたくさんいらっしゃると思います。

菱山南帆子さんは、１９８９年に八王子で生まれ、八王子地域でも全国でも「市民と野党の共闘で政治を変える」ことに信念を持って活動をしており、総がかり行動実行委員会では最若手として活躍しています。また、許すな！憲法改悪市民連絡会事務局次長、憲法９条を壊すな！実行委員会、戦争させない・９条壊すな！安倍９条改憲ＮＯ！全国市民アクション実行委員会、などで幅広く活動しています。

著書には「嵐を呼ぶ少女とよばれて～市民運動という生きかた～」（はるか書房）があり、全国を駆け巡って講演活動もしています。ＦＡＣＥＢＯＯＫの友達は３，７４８名、常時その投稿には３００～４００のイイネが押され、Ｔｗｉｔｔｅｒフォロワー数は１７，３８２名にのぼっていることからも菱山さんの活動の広がりが伝わると思います。

菱山さんは、市民運動・市民と野党の共闘候補の選挙やその時々の重要な人権課題について必ず発信しており、影響力は絶大です。

３　菱山さんの受けている被害の実態

いま菱山南帆子さんに、次のような卑劣な嫌がらせが行なわれています。

（１）ＳＮＳでの誹謗中傷や名誉棄損
（２）不要な商品の送り付け
（３）移動の際のつきまといや無断撮影
（４）自宅への嫌がらせ

＜時系列＞

２０１７年から　　選挙前になると自宅の木の枝の切断
　　車両や自転車に釘や画鋲でパンク
２０１８年９月～１２月頃　複数回にわたる化粧品の送り付け被害

２０２０年4月１９日　　八王子アクションでの盗撮
同日　　有楽町でも同じ人物に盗撮（付きまとい）
２０２０年１１月１５日　八王子アクション複数からの盗撮
２０２０年１１月２９日　主催学習会に、盗撮を繰り返してきた人物の盗撮。「公安に写真を渡している」発言

ＳＮＳ被害（一部）
「菱山南帆子は革命的なセックスをされたい」
「ジュゴン顔の女」
「菱山南帆子、マジ最っっ低！～自宅にヤンキーを呼び、殴られ、痛い思いをしてみろ。」
「朝鮮帰れ」　「キチガイ」　「腐れ左翼」　「バカ女」
「菱山 - バカと調べるといっぱい出てくる」
「菱山とかいう馬鹿女、子供の頃から親に洗脳されるのか、哀れだな。顔がキチガイ」
「菱山南帆子は韓国から仲間を呼び寄せ、国会前でウィメンズアクション」
「死を宣告された患者状態。お悔やみ申し上げます。」「銃殺しろ！」

４　市民活動弁護団の趣旨
この弁護団の意義を以下３点でお伝えしたいと思います。

（１）政治活動への委縮を防ぐ
多くの若者がネトウヨの攻撃に委縮し、恐れています。私も全国を回って講演をしておりますが、若い青年が「最初はTwitterを頑張っていたけれどネトウヨからの攻撃が酷くて、辛くなってやめてしまったんです」という話を何度も聞き、そのたびに胸が痛みました。
自由に安心して意見を言うことができない方がたくさんいます。
自由な市民活動を卑劣な嫌がらせによって脅かすことは、基本的人権の侵害、社会の民主主義を破壊する最悪の行為です。
とりわけ、政党に所属していない一般市民活動家には後ろ盾がありません。そのため、余程の勇気と強さがなければ活動ができない実態があります。今回の弁護団結成は、その存在自体が嫌がらせに対する抑止力になると考えています。人数が増えれば増えるほどさらに抑止力が強くなっていきます。
誰もが安心して、自由にものがいえる社会にすることが市民活動弁護団の趣旨です。

（２）同じように活動する方（とりわけ女性）を守る
モノ言う女性へのバッシングは異常です。これは、根深い女性差別の意識があることが原因だと考えています。
同じ発言をしてもそれが男性であるか女性であるかで全く対応が異なるのです。
弁護士の世界でもそうではないでしょうか。私の友人の女性弁護士はヘイトスピーチに対して抗議をする運動をしておりますが、「男性弁護士もその抗議にたくさん参加しているのに、嫌がらせやバッシングを受けるのは女性である自分ばかりだ。」と話してくれました。
菱山さんに対する嫌がらせも、女性蔑視を含むものが大量にあることは、先ほどのSNSの攻撃内容からおわかりいただけると思います。

このような嫌がらせを許さないことは、女性や若者を始めとして、この社会で声を上げようとしている人たちみなの表現の自由と、私たちの社会の民主主義を守ること、もの言う女性を励ますことに繋がります。

この弁護団の存在自体が、モノをいう市民活動家の支えになります。

（3）市民と野党の共闘を大きく広げることに

菱山さんは、市民と野党の共闘にとって要の存在です。菱山さんは数々の市民と野党共同の市民アクション・女性アクションを成功させています。

野党議員にも太いパイプと信頼関係を持ち、表舞台でも裏部隊でも、しっかりと市民と野党の共闘が成功するために、活躍しています。

さらには、市民連合や市民運動の次世代をつくる後継者対策の活動までしています。私も参加しておりますが東京 ACT・八王子 ACT というもので、野党共闘候補者の当選を目指して活躍した新潟 ACT を見習って立ち上げています。

まさに、警備・公安、体制にとって脅威の存在であり、市民と野党の共闘で政治を変えようとする者にとって希望の存在なのが菱山さんです。

5　菱山南帆子さんの訴え

菱山さんからの訴えをご紹介します。

声を上げる女性に対しての風当たりは依然として強いままです。

市民運動をしていると時にはＳＮＳで誹謗中傷されたり、化粧品や下着を送りつけられたり、盗撮に尾行、自宅への嫌がらせなどさまざまな被害に遭ってきました。

こういったことがあると、声を上げるよりも沈黙を選ばざるを得ない風潮がより一層強くなってしまうことに危機を持ち、法律の専門家の弁護士の皆さんと立ち上がる事にしました。

声を上げる全ての皆さんの暮らしや心を守るために、全国に声を上げる人々を孤立させない取り組みが広がって欲しいと心から思っています。

6　弁護団の活動実績と予定

（1）さまざまなネットワークで弁護団と賛同者を募ります。

（2）つきまとい等の対応、消費者問題、ＳＮＳでの誹謗中傷など、それぞれ得意分野を生かして活動します。

（3）街頭行動などの市民活動に警備弁護士を派遣します。

（4）ＳＮＳでの誹謗中傷などについては専門チームをつくり法的手段をとります。

既に多くの弁護士のみなさんに警備に出動していただいています

中川弁護士、青龍弁護士、今泉弁護士、川口弁護士、大住弁護士などなど多くの方が機敏に警備対応をしていただき、要注意人物の情報も共有されるに至っています。大変感謝しております。

これからも情報を共有し、いずれは全国津々浦々で、その地域の市民活動家を守る体制を作り、誰もが安心して意見を言える社会を皆さんと実現したいと決意しております。

皆様、何卒よろしくお願いいたします。

発達障害者法律相談室の活動について

日野アビリティ法律事務所　伊藤　克之

１　相談室を始めたきっかけ

私は、２０１８年に日野市で独立して日野アビリティ法律事務所を立ち上げて以降、発達障害当事者やその家族向けに、発達障害者法律相談室を立ち上げて当事者や家族の支援活動を行っております。

そのきっかけは、独立前に過労などでうつに罹患し、その後復帰したものの仕事が順調にいかず、悩んだ結果、３９歳で検査を受けることになり、広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）の特性を持っていることが分かりました。

そのときは、やっぱりかという気持ちになり、それほどショックはありませんでしたが、どう対処していいか分からず、再びうつに罹患してしまいました。

そんな中、発達障害の当事者同士が集まり、近況や悩みを打ち明け合う当事者会という集まりに出会うことができ、障害の受容につながりました。

その上で、独立に際して、自分のペースで仕事ができるようにすると共に、同様の障害を抱えた人に寄り添う活動がしたいと思うようになりました。

２　相談室を始めて

相談の傾向ですが、いずれの相談者も、職場になじめない、支援から取り残されているなどの思いを抱え、生きづらさを抱えているように見えました。加えて、当事者本人よりむしろ配偶者や上司、支援者など周囲が対応に苦慮して困っているケースも見受けられました。

３　職場の合理的配慮について

障害者を雇用するにあたって、事業主は健常者との間の障壁を埋めるための「合理的配慮」をすることが求められています（障害者雇用促進法３６条の３）。

同法には合理的配慮して具体的に何をすべきなのか明記されていませんが、厚生労働省が出している合理的配慮指針には、例として、「業務指導や相談に対し、担当者を定めること」「業務指導やスケジュールを明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順について図等を活用したマニュアルを作成する等の対応を行うこと」「出退勤時刻・休憩・休暇に関し、通院・体調に配慮すること」「感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行うこと」などが挙げられています。

ただし、そのためには当事者本人の障害受容と、事業者と労働者との話し合いが必要不可欠なのですが、受け入れの体制が整っていない事業者も多く、解雇されたり退職に追い込まれたりする例も少なくないと思われます。

一方で、裁判例の蓄積はまだ少なく、東京地判平成２７年７月２９日（労判１１２４号５頁）のように「合理的配慮の提供義務は、使用者に対し、障害のある労働者のあるがままの状態を、それがどのような状態であろうとも、労務の提供として常に受け入れることまでを要求するものとはいえない」と合

理的配慮が狭く解釈されているケースもあるなど、まだ司法による救済の手が届いているとは言いがたい状態にあります。

４　夫婦関係（離婚）について

夫婦関係については、①自身が発達障害当事者の場合と②配偶者が発達障害当事者（と疑われる）の場合とがあります。①は特性が裁判所や弁護士に理解されずに苦労することが多いと思われます。②はその配偶者に障害や特性の自覚がない場合が多く、相談者が苦労を重ね、精神的に追い詰められるケースが少なくありません。現在、相談室には②のケースが非常に多いという印象です。

５　多重債務

多重債務については、本人にその自覚がなく、家族から相談を受けるケースが多いという印象があります。

６　消費者問題

事業者側に発達障害に対する認識が乏しく、合理的配慮がなされずにトラブルになるケースがあります。

７　法律家は生きづらさにどう向き合うか

大上段に構えてしまいましたが、弁護士として相談者の生きづらさにどう向き合うかを考えています。

まず考えているのは、当事者と司法との橋渡しで、そのベースとなる理念を考え、司法の場で当事者の権利が侵害されないようにしたいと考えています。

また、気をつけなければいけないのは、当事者の「障害」でなくその「人」を見ることの重要性だと思っております。

それに加え、当事者やその家族に寄り添う心も必要だと思っていますが、一方で、法律家である以上、客観的にものを見ることも必要になり、「熱い心と冷静な頭」が不可欠だと思っています。

自死遺族支援弁護団の10年

弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所　和泉　貴士

１　はじめに

２０１０年１２月に結成された自死遺族支援弁護団は、昨年１０周年を迎えた。本稿では、新しい人権領域としてほとんど認識されていなかった自死の分野がどのように発展したかを振り返るとともに、組織として遺族団体や弁護団が１０年間活動を継続することができた理由についても考察したい。

2　社会的偏見と自責の念が生む結束

全国にはさまざまな遺族のグループが散在している。遺族は周囲に自死の事実を秘していることも多いため、ネットや行政の紹介などを通じて遺族同士の交流グループに参加することが多い。このようなグループを「分かち合い」と呼ぶ。同じような悩みを抱える分かち合い内部の結束は非常に高い。

結束力を高めている原因は、自死に対する社会的偏見に因るところが大きい。「命を粗末にした」という儒教的価値観からの批判、「心が弱かった」という競争主義、自己責任論的価値観からの批判が、遺族の心を閉ざし社会から遠ざける。中学生のいじめ自死が報道されれば掲示板でプライバシー情報が書き込まれ周辺住民からは好奇の目で見られることとなる。また、多くの遺族は家族の自死を防げなかったことについて強い自責の念を有しており、好奇の目を非難の目ととらえがちであり、さらなる孤立が生じる。

遺族の運動を支えるのは、遺族自身が肌で感じている社会的偏見と自責の感情といえる。これは外国人やジェンダーなどの人権領域とも共通する特徴を含む。

3　自死遺族支援弁護団の活動

遺族支援は、遺族同士の人間関係や、行政が提供するメンタルヘルス支援の提供だけでは不十分であり、例えば、法律、医療、宗教など専門分野のサポートが必要となる。そのため、各地の「分かち合い」相互の連絡・連携を目的とした全国組織が存在し、各分野の専門家を紹介する仕組みが作られている。自死遺族支援弁護団は法律分野における専門家によるサポートとして位置づけられる。

法的支援の内容は、①過労自死、②賃貸事案（自死を理由に賃貸人から遺族に損害賠償請求がなされた。）、③生命保険（自殺免責規定を根拠に生命保険金の支払を拒否された。）、④鉄道事故（鉄道会社から損害賠償請求された。）、⑤いじめ（自死の原因究明のため、第三者委員会の開催を求めたい。）、⑥インターネット（プライバシー情報や名誉棄損的書き込みがなされたので削除や発信者情報開示を求めたい）などがある。分野としても労働からインターネットまで多岐にわたるが、それをワンストップで対応できるところが弁護団の強みである。

設立当初のメンバーは、私と大阪の弁護士の２人であったが、宮城、東京、神奈川、愛知、滋賀、大阪、福岡と人数を増やしていた。私自身夫婦共働きで小さい子を抱えているので、対面での夜の会議は一切無し、電話相談は全件各自の携帯電話に転送、遠隔地の弁護士との共同受任を実現するための資料、訴訟記録の全件クラウド共有など、電子化による効率化を積極的に推進した。

また、昨年ホームページをリニューアルした（https://jishiizoku-law.org/）。弁護団立ち上げ直後から弁護士ドットコムの動向には注目しており、単なる事件集めにとどまらない全く異なるコンセプトのホームページを模索しようと考え、１年以上かけて構想を練り、原稿を用意した。まだ十分とは言えないが、人間関係や社会的資源のネットワークを提供し遺族の社会的再包摂を実現するという目的が加味されたＨＰを作り上げたつもりである。

4　弁護団のこれから

現在、新型コロナウィルスの流行とともに自死者数が激増している（詳細は、昨年１２月にしんぶん赤旗で「自死予防・遺族支援の現場から」というタイトルのコラムを連載したので参照されたい。）。自死遺族支援弁護団結成の動機の一つがリーマンショックによる自死の増加であったことを考

えると、恐慌による自死の増加は将来においても定期的に発生する可能性が高い。継続的な活動が今後も必要と思われる。

近時の相談内容としては、賃貸が若干の減少傾向、労災は微増、いじめ、インターネットが増加傾向にある。弁護団有志とサポートメンバーで「弁護士によるネットいじめ対策マニュアル―学校トラブルを中心に―」という本を執筆中であり近日中に出版予定である。（以上書面報告）

気候変動問題に取り組む

弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所　半田　虎生

1　横須賀石炭訴訟と被告の不誠実さ

２０１９年１２月に提訴された横須賀石炭訴訟。電気事業法上、火力発電所の設置については許認可の制度が存在せず、事業者が環境影響評価を実施した上、これについて経済産業大臣が変更の必要性がない旨通知すること（これを「確定通知」という。）で、火力発電所が設置できる。横須賀石炭訴訟は確定通知の取消訴訟である。

これまで被告（国）は、本案に対する答弁を一切せず、処分性や原告適格といった訴訟要件に関する主張に終始してきた。私が弁護団に参加した２０２１年１月頃になって、やっと本案に対する認否が示された。

司法修習を経た者であれば、否認する場合は理由を付陳すること、事実に対する認否は認める、否認、不知のいずれかであること、争いようのない事実をあえて否認するといった訴訟態度は望ましくないこと等は常識であろう。ところが、被告（訟務検事）は、否認の理由をほとんど述べず、法律上の主張と事実の主張を区別せず争うなどという認否をした。

極めつけは、環境省や気象庁の報告資料等の引用部分について「そのような記載があることは認める」といった認否をしたり、同資料等と同じ内容の原告らの主張について「不知」と認否をしている点である。本件訴訟の被告は国であって、一体としての国としての認否が求められていることは言わずもがなであるが、百歩譲って原処分庁が経済産業省であるからといって、このような認否をすることで「原告にすべて立証させる」という訴訟態度が許されるはずがない。

これが国の現実であり、気候変動に対する危機感のなさを如実に表している。

2　気候変動訴訟の課題

世界では気候変動訴訟が数多く提起され、実際に損害賠償請求を認容する判決も出ているところである。一方、日本で現在、気候変動訴訟に位置づけられているのは横須賀石炭訴訟と神戸石炭訴

訟くらいではないだろうか。そして、後者については本年３月に判決があり、地球温暖化による被害は原告適格を基礎付けない旨の判断が示された。日本では、（少なくとも抗告訴訟においては）地球温暖化による被害の可能性を理由に事業等の違法性を争えないというのである（この点に関する反論は紙幅の関係上、割愛する。）。

また、数少ない日本の気候変動訴訟はあくまでも一つの石炭火力発電所の設置というプロジェクトに対する訴訟である。市民運動、メディアとも連携しながら、国としての気候変動に対する取組みや温室効果ガスを大量に排出する企業の責任を問題にした気候変動訴訟が構築できないか、このような点も今後の課題であろう。

３　気候危機に立ち上がる若者との連携

Fridays For Future の全国の若者たちが、気候危機に立ち上がっている。活動内容等には立ち入る余裕はないが、私も環境問題に取り組む若手の弁護士として、彼らと連携を取り、勉強会や意見交換会を定期的に開催している。お互いに学びながら、気候危機に立ち向かっていきたい。（以上書面報告）

都留文科大学事件

三多摩法律事務所　河村　文

１　公立大学法人都留文科大学は、２０１３年２月、都留市の退職手当規程が引下げられたことを契機に大学教員の退職手当規程の引下げを一方的に提案し、同年３月半ばには同規程の不利益変更を強行し、同年３月末日をもって定年退職する教員にも不利益変更後の規程を適用した。まともな団体交渉も経ないでなされた暴挙に対し、都留文科大学教職員組合は活発に団体交渉等を行い、退職した教員は組合の支援を得て不利益変更無効・差額退職金の支払いを請求する訴訟を提起した。地裁・高裁ともに不利益変更は無効・差額退職金の支払いを命じる判決が出された。

しかし大学は、その後も極めて不誠実な団体交渉に終始したため、組合は、２０１６年３月、山梨県労委に不当労働行為を申立てた。すると大学は、学科再編を口実に、組合活動の中心を担っていた教員３名を新学科に配属しない（他の教員は新学科に配属するが３名だけは廃止される学科に留め置いた）という不利益かつ不合理な報復的な差別を行った。教員３名は、２０１８年３月、新学科における専任教員としての地位確認と慰謝料の支払いを求めて地裁に提訴した。

２　山梨県労委は、実質的な審理を進めていた２０１７年４月、組合員資格を有している学科長が使用者の利益代表者（労組法２条ただし書き１号）であるとして、突然に申立てを却下した。しかし、２０２０年５月、中労委は、組合を適法な労働組合と判断したうえ、組合に対する大学当局の不当労働行為を一部認定し、その救済を命じた。３教員への不利益取扱いについては、他の組合員が新学科に配属されていることを理由に不当労働行為意思を認めなかったものの、３教員を新学科に配属しないことが不利益取り扱いに該当すること、新学科の教員の人選が合理的であったとは認め難いことを明確に認定し、人選は使用者の裁量であるとの大学の主張を正面から否定した。

大学当局は、同年４月に学長が交代したこともあり、中労委命令に従う姿勢を示してポストノーティスを実行した。そして、２０２１年３月、裁判所において、３教員を学科の専任教員として配属することなどを内容とする和解が組合も参加する形で成立し、組合や教員の権利が守られる方向で労使紛争は円満に全面解決した。

３　本件のような紛争が生じた背景には、「大学改革」により教授会自治が弱められ、学長の権限が大きくなり、大学の民主的な運営が阻まれる体制がつくられてきた経緯がある。大学の民主的な運営の確保は、教員の「学問の自由」を守ることに直結する。学術会議の任命拒否問題と同様、「学問の自由」を様々な側面から守っていくことが求められている。（弁護団は、吉田健一弁護士、田所良平弁護士、高畠健人弁護士、私の４名である）

東村山市「憩いの家」住民訴訟

三多摩法律事務所　植木　則和

１　事案の概要

東村山市では、高齢者の交流や趣味の場として利用されている市の施設である「憩いの家」４か所について、２０１２年度から２０１７年度まで「大成株式会社」に全ての運営業務を委託していた。ところが、委託契約で義務として定められている管理運営月報の提出、施設防火管理者の設置、避難訓練の実施、個人情報保護マニュアル作成、緊急事態発生時の対応マニュアル作成など、安全・適切な施設運営において不可欠である９項目が、契約全期間において未履行であったことが判明した。さらに、２０１３年度ないし２０１９年度については、受託者である大成株式会社が作成した次年度の見積もりと同額もしくは極めて近い金額が入札予定価格に設定され、いずれの年度も相手方大成株式会社が入札予定価格をわずかに下回る金額で落札している。

その後、東村山市議会でこの問題が追及されたが、２０１８年９月の議会において、市は大成株式会社に対して損害賠償請求はしない旨を明言した。これを受けて、いずれも東村山市議会議員である８名が、同年 11 月 9 日付けで、大成株式会社に対する違法な公金支出に関して住民監査請求を行なった。すると、東村山市は前言を翻して大成株式会社に損害賠償請求を行い、監査中である同年 12 月 25 日付けで、大成株式会社から東村山市に対して 6 年間の不履行分として 68 万 8300 円（56 万 3112 円＋法定利息）が支払われた。その結果、損害は全て補填済みであるとの理由で、監査請求は全て棄却された。他方で、市長は自らの責任を認めて１ヶ月の減給処分となっている。

２　住民訴訟の提起

このような監査決定は明らかに不当なものであり、本件委託契約は安全に施設運営を行うために不可欠な前提が履行されておらず、全体として契約の目的が達成されたと評価することはできない。また、受託者が作成した次年度の見積もりと同額を予定入札価格に設定することで、受託者が事実上予定落札価格を知りうることとなるので、これは実質的な談合であって不法行為を構成するものである。

そこで、6 年分の委託契約金全額である合計 1 億 9937 万 7600 円について、東村山市に対して、大成株式会社及び東村山市長である渡部尚氏を相手として、損害賠償請求もしくは不当利得返還請求を行うことを求めるよう、2019 年 2 月に東京地方裁判所本庁に住民訴訟を提起した。

３　訴訟の経過

訴訟提起後直ちに、被告は相手方渡部尚および相手方大成に対して訴訟告知を行い、両名が補助参加することとなった。

そのうえで、被告からは、そもそも住民監査においては怠る事実構成での主張はなされていないので訴訟要件を満たさない、相手方渡部からは、市長は市が行う全ての業務について直接管理・把握することは不可能であり故意はもちろん過失も存在しない、相手方大成からは、未履行部分に該当する金額は不当利得としてすでに返還済みであるとの反論がなされた。

直近では、返還された５６万円の内訳に、少なくとも憩いの家１施設で、未履行となっていた防火管理者設置や避難訓練に関する費用が含まれていないことが明らかとなっている。

なお、東村山市民を中心に結成されている「原告を支える会」を中心に、期日には貸し切りバスを手配するなどして、積極的に傍聴に参加していただいている。また、定期的に東村山市内で裁判報告会も開催している。コロナ禍において、運動面では様々な制約があるが、勝利判決を勝ち取るために、引き続き団結してたたかいを続けていきたい。

アスベスト訴訟（東京）の活動報告

三多摩法律事務所　井橋　毅

１　概要

首都圏建設アスベスト訴訟は、建設現場において建築作業に従事してきた被災者らが、石綿含有建材から発生した石綿粉じんが原因で石綿関連疾患に罹患したことから、国と石綿建材メーカーを相手に損害賠償（慰謝料）を請求している事件である。

２　２０２０年及び２０２１年のたたかい

(1) 東京第３陣など全国いっせい提訴（２０２０年３月）

(2) 東京２陣東京地裁判決

東京２陣訴訟について、東京地裁は、２０２０年９月に、国と建材メーカーの責任を認める判決を言い渡した。この判決により、国の責任は１４件の判決で認められ、建材メーカーに対する責任も８件の判決で認められたこととなった。

(3) 最高裁でのたたかい

現在、最高裁には、東京１陣訴訟を含めた６事件が係属している。

２０２０年８月、神奈川１陣訴訟で最高裁の上告受理・不受理決定が下され、一部の原告について建材メーカーの責任が確定した。

また、１２月には、東京１陣東京高裁判決の上告受理・不受理決定がされ、国に対する関係については、国が申し立てた上告を不受理として、一人親方等も含めた国の責任を認めた原審判決が確定した。加えて、建材メーカーに対する関係では、大半の原告の上告を受理し（建材メーカー１２社）、２０２１年２月に弁論が開かれ、建材メーカーの賠償責任を全否定した高裁判決が見直されることとなった。

さらに、２０２１年１月、３月に、京都１陣訴訟と大阪１陣訴訟についても、上告受理・不受理決定が下され、多くの原告について国と建材メーカーの責任が確定した。

その後、最高裁は、上告受理したこれらの事件全ての判決言渡し期日を５月１７日と指定しており、同日に、最高裁判決が初めて出る予定である。

(4) 政治の動き

東京１陣訴訟での最高裁決定を受け、２０２０年１２月２３日に、田村憲久厚生労働大臣が原告団や弁護団に直接面会し、「深くおわびを申し上げたい」と原告に対して直接謝罪するとともに、協議の場を新たに設け、被害者の救済の在り方を検討していく考えを示した。

その後、与野党ともにＰＴが立ち上げられ、被害者救済に向けた協議が進められているほか、２０２１年３月２３日には、衆議院議員会館にて「建設アスベスト補償基金制度をめざすシンポジウム」が多くの議員の出席の下で開催され、政治的な解決に向けた機運が高まっている。

３　今後について

最高裁の判決が近々予定されており、現在、１２年以上にわたる建設アスベスト訴訟の大きな節目を迎えている。

私たちは、引き続き、救済を否定された被害者、未提訴の被害者、今後発症する被害者をも含めた被害者全員を速やかに救済するため、石綿被害補償基金制度の創設、建設現場での石綿粉じん曝露防止対策の強化、医療体制の整備・治療法の研究開発等、全面的な被害救済を目指す。

オンラインメーデーを視聴して

東京法律事務所　中川　勝之

残念ながら２年連続のオンラインメーデー。昨年は全労連会館からの中継で、今年は一応代々木公園の野外ステージからの中継ということで少し進歩かもしれません。

１０時３０分からの定時から見ると、メーデーの歴史等を説明した動画。何か見たことがあるなと思ったら、「歴史編ムービー」ということで、「昨年作成したムービーにこの一年のコロナ禍での労働組合の取り組みを挿入するなど、一部リニューアルしたバージョンです。」とのこと。活字で読むよりも分かりやすいので、是非ご覧下さい。１２分５９秒です。

本編が始まりました。現在のｙｏｕｔｕｂｅでは、歴史編も含んでいますので、１時間２３分５５秒になっています。２２分１３分から本編です。https://www.youtube.com/watch?v=yti3DpSfcx0

歴史編の後、米国、韓国からの労働団体からのメッセージビデオがあり、３４分５９秒から小畑全労連議長からの挨拶。３つのたたかいの訴えがあり、①命を守る、②雇用と暮らしを守る、③公正な社会の実現という分かりやすい整理でした。挨拶では、全国一律最賃音頭を紹介した東京医労連、飲食店の労働者、特にシフト制労働者の組織化を進める首都圏青年ユニオンから取り組み紹介がありました。各地からの中継等、オンラインならでは工夫もありましたが、来年からはリアル開催復活を祈念します。

デジタル関連法案廃案のチラシ作成～国民投票法、入管法、少年法等の改悪阻止に取り組もう～

事務局長　中川　勝之

八王子幹事会、さらにはメーデーにおける街頭宣伝の際に何の問題を訴えようとかと考え、当時はデジタル関連法案だろうと思って、藤原事務局次長に原案を作成してもらい、分かりやすい体裁にはなりました。ただ、内容的に自信がないので、この問題に詳しい団本部の大住事務局次長に見てもらったら的確なアドバイスがすぐに届き、ほぼ全面書き換えになりました。

質問のうち、「私たちの同意なく個人情報が利活用されるって本当ですか？」に対する回答が難しくなってしまったので、少し説明すると、「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報で、匿名加工情報については既に２０１５、１６年の法改悪で本人の同意なく第三者に提供できる制度になっていました。今回、個人情報保護法制の一元化で、自治体の個人情報保護条例に縛りをかけ、都道府県・政令市にオープンデータ化（匿名加工制度）を義務化し、利活用を促進させるというものです。チラシは４月２１日版であることを明示し、改訂版ができるかは不明ですが、徹底審議のため、改訂版作成を目指したいと思います。

そうこうしているうちに、入管法、少年法等の改悪がぞくぞく審議入りし、国民投票法の採決までたくらまれています（６日午前現在)。一つ一つが大問題であり、団本部でも意見書が作成されています。なかなかコロナ禍で対外的な取り組みがしづらいですが、国会議員要請等もありますし、ＳＮＳ等も活用して可能な範囲で少しずつ取り組みましょう。東京五輪問題もコロナ感染拡大もあいまって、中止論が高まっており、団支部としても４月５日に支部長声明を出していますが、取り組みを強めます。

デジタル関連法案ってなぁに？

Q　私たちの同意なく個人情報が利活用されるって本当ですか？

A　はい、本当です。これまでは個人情報を利用するための匿名加工情報の制度を導入していた自治体はわずかでしたが、今回の改悪では、匿名加工情報を導入することを都道府県などに義務付けます。

本人同意なしに個人情報が一部企業の儲けのために利活用されやすくなることは確実です。

Q　個人情報は保護されるんですよね？

A　いいえ、保護されない可能性があります。今回の法改定には個人情報保護法改正も含まれていますが、自己情報コントロール権（自己情報が集められているかを知り、不当に使われないよう関与する権利）の保障は不十分です。

今回の改定は、個人情報の「保護」より「利活用」を優先し、企業の儲け、政府・行政の効率化優先が目的です。

Q　誰のためのデジタル関連法案なんですか？

A　大手IT企業と政府のためです。今年の9月から設置されるデジタル庁はデジタル政策に関して強い権限を有し、500人のうち民間企業から100人以上受け入れることが決まっています。

デジタル庁の要職を含め、民間企業出身者によって儲けのために行政の意思決定が歪められることは確実です。

Q　国から監視されるんですか？

A　そうなってもおかしくありません。既に警察による監視が無制限に行われていますが、それによって収集された個人情報がデジタル化によって共通システムで管理され、行政間のやり取りが容易になり、情報の集約化が進められます。

今以上に監視社会化することが予想されます。

デジタル関連法案の廃案を求めます！

自由法曹団東京支部

20210421①

新人紹介

東京法律事務所　浅野　ひとみ

1　弁護士を目指したきっかけ

はじめまして。東京法律事務所所属、７３期の浅野ひとみと申します。神奈川県出身、中央大学卒業・中央大学法科大学院修了し、去年１２月に自由法曹団に入団しました。

私が、弁護士を目指したきっかけは、大学でとあるサークルに入ったことから始まりました。そのサークルでは、社会問題に関心がある学生が集まって、週１回自分が関心のある問題について報告し、皆で感想交流などを行います。また、長期休暇には皆で現地まで行き、当事者の方にお話を聞いたり、現場を見学しに行きました。

そのような活動をしていた中、大学３年生となり、進路の選択を迫られました。その際、私は、サークル活動を通して、自分が一番関心のある社会問題は何だろうと考えました。折角自分で進路を決めるのであれば、自分が一番許せない思いを抱いている社会問題に携われるような職業に就きたいと考えたからです。悩んだ結果、私は日本の労働問題を解決したいと思いました。本来、人間は生きるために労働するはずなのに、その労働（環境）によって精神を患い、場合によっては亡くなってしまうことに矛盾を感じていました。また、ある解雇やハラスメント行為が労働者だけではなく、その家族にも影響が及ぶにもかかわらず、使用者はその影響を理解していないような処分をすることなどに強い憤りを感じていました。そして、労働問題を解決する上で、私自身が当事者のすぐそばで活動したかったこと、弁護士であれば意見書の提出や各種運動にも携わることができると考えたため、弁護士になることを志しました。

2　自由法曹団に入団して

私が弁護士を目指したきっかけは上記のとおりですが、私は労働問題以外にも、大学時代のサークル活動を通じて、原発問題、公害問題、基地問題など様々な社会問題があり、多くの方が今も被害に苦しんでいることを知りました。また、私が大学生・法科大学院生の時には、秘密保護法や戦争法、共謀罪など戦争ができる国づくりに向けて様々な法案の強行採決が繰り返されました。このような情勢下において弁護士になったからには、事務所の垣根を越え、様々な人権課題について、運動面や世論形成にも携わりたいと考えため、自由法曹団に入団しました。

3　現在の活動と今後の抱負

現在、事務所内では様々な労働事件を担当しております。弁護団は、首都圏建設アスベスト訴訟弁護団に加入しました。加入のきっかけは、法科大学院１年生の際、自由法曹団に加入している弁護士の方から、被害の実態をお聞きして、被害者の方が亡くなってしまう前に、一刻も早く解決したいという思いを抱いたためです。

また、将来的には、弁護士という立場を生かして様々な社会問題にアプローチしていくために、声明文の作成やその他企画運営にも携わってみたいと考えております。

先輩方を見習って、様々な活動に参加したく考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

東京五輪（オリンピック・パラリンピック）の2021年開催を直ちに中止にし、関係機関による真摯な協議と十分な情報公開を求める声明

１年程度の延期となった７月２３日の東京五輪の開幕まで１００日余りとなった。

しかし、延長の理由となったコロナは依然として世界的に猛威をふるい続け、ワクチン接種が開始するも、収束する見込みはない。日本国内においても緊急事態宣言解除後に感染増が目立ち、その中には感染力が強いといわれる変異株が含まれている。関係者の懸命な努力によっても安全・安心な東京五輪が実現されないことは明らかであり、それゆえに再延期や中止を求める世論が国内外で多数であることは当然である。

にもかかわらず、３月２５日には聖火リレーがスタートする等、東京五輪の開催を強行する動きが強まっている。東京五輪開催の決定権を有するＩＯＣは１月２７日の理事会で７月２３日開幕を明らかにし、日本側（日本政府、東京都及びＪＯＣ）も開催ありきの姿勢を変えていない。こうした背景には再延期や中止による経済的損失があるといわれる。

しかし、そもそも、人々の命と健康が第一で、経済的損失と比べるべきものではない。

また、海外観客の受け入れが断念されたが、選手関係者だけでも万単位の入国者がいてコロナの影響を排除し切れない。何よりも検査抑制、ワクチン接種の遅れ、不十分な補償等の不十分な政策は改まらず、国内での感染増が予想される。熱中症対策に加えてコロナ対策の医療従事者が必要とされるが、その確保はきわめて困難である。こうした中での開催強行は国内外の多数の人々の命と健康をないがしろにし、コロナの影響を長期化・深刻化させるだけでなく、開催しない場合の経済的損失を上回る経済的損失が発生しかねない。

さらに、感染状況やワクチン接種に差がある中で選手間に不公平感がぬぐえず、代表選考も遅れている種目もある。こうした状況下での東京五輪の開催は、平和と友好の祭典というオリンピックの基本理念とも相容れない。

東京五輪の人件費単価が高額であるが実態は不明との報道等もあるように、今や東京五輪によって得られる一部関係者の利益のために、経済的損失を避けるという口実で東京五輪開催が強行されるものと考えざるを得ないが、その大義はない。まずは東京五輪開催の決定権を有するＩＯＣが本年開催を直ちに中止と判断すべきである。そうしないのであれば、日本側が本年開催の中止をＩＯＣに申し入れるべきである。いずれの場合でも中止した場合の取扱いについて真摯な協議を直ちにすべきであり、その実効性確保のため、十分な情報公開をすべきである。なお、コロナがパンデミックである以上、日本側から中止を申し入れ、仮に賠償金・違約金が発生するとしても全額日本側が負担すべきものではない。

以上のとおり、自由法曹団東京支部は、東京五輪（オリンピック・パラリンピック）の２０２１年開催を直ちに中止にし、関係機関による真摯な協議と十分な情報公開を求める。

２０２１年4月5日

自由法曹団東京支部

支部長　黒岩哲彦

4月幹事会議事録

4 月 23 日（金）午後 5 時 00 分から八王子駅前街頭宣伝～デジタル関連法案を主として。

1　報告事項・確認事項（この間の主な取り組み）

３月２６日　生活保護障害者加算削除国賠請求事件判決（東京地裁）
３月２７日　団本部常任幹事会
３月２８日　東京憲法会議総会
３月２９日　第２回食料×生活支援プロジェクト第３回打ち合わせ会議
３月３０日　第２回食料×生活支援プロジェクト
４月　１日　団支部ニュース４月号発行
４月　５日　東京五輪（オリンピック・パラリンピック）の２０２１年開催を直ちに中止にし、関係機関による真摯な協議と十分な情報公開を求める声明

2　今後の取組と検討事項

⑴　生活保護～各自治体の「しおり」の集約

東京 23 区、名古屋、北九州から来た。5 月 18 日 10 時、本部の社会保障貧困委員会で小田原市の生活保護批判の件と関連して検討しようということに。藤原次長も参加し、一緒に検討する。全国的な取り組みにしていく。

⑵　5 月 3 日憲法集会

・参加の要請（国会正門前・オンライン）

団東京支部としての参加はせずに自由参加とし、その旨を FAX ニュースで告知する。

・賛同金の要請（東京憲法会議）

昨年も賛同金は 1 万円ほど払っていると思う。⇒1 万円の賛同金を支部から支出する。

⑶　メーデー参加

主催者から発表があり、団支部として現地参加、ビラ配布はしない。FAX ニュースで告知する。

⑷　100 周年記念事業

書籍の普及をやる（FAX ニュースやメーリスなどで)。

⑸　東京オリパラ問題

⑹　新型コロナウイルス問題

⑺　5 月 14 日東商連へのメッセージ　…事務局長担当

3　各地の取り組み報告

⑴　都留文科大学の労働事件（河村文）
⑵　東村山いこいの家住民訴訟（植木則和）
⑶　アスベスト被害（井橋毅）
⑷　発達障害関連における法律事務（伊藤克之）
⑸　公害問題イベント開催おしらせ（半田虎生）

4　菱山さん弁護団からの報告

＜当面の日程＞

【いのちとくらし守る都政を！小池都政転換の流れを切りひらこう！～呼びかけ人会議～】

日時：５月１４日（金）１８時～１９時４０分

場所：文京区民センター２Ａ会議室＋Ｚｏｏｍ併用（緊急事態宣言延長の場合、Ｚｏｏｍのみ）

講演：「東京五輪と小池都政」（２０２０年オリンピック・パラリンピックを考える都民の会代表世話人・和食昭夫）

主催：「市民と野党の共闘の実現で、都政転換を」めざす呼びかけ人会議

申込：ＴＥＬ／ＦＡＸ０３－３９４３－６５３３、Ｚｏｏｍ参加の場合、

yobikakenin.tokyo@gmail.com

【５月集会 in 東京（日程のあらまし）】

●５月２２日（土）会場　日本教育会館

＊全体会　10 時～12 時

＊分科会

（前半）13 ：00～15 ：00　1. 労働, 2. 原発／（後半）15 ：15～17 ：15　3. 憲法, 4. 貧困・社会保障

＊全体会　17 ：20～17 ：40

＊事務局交流会（午後～予定）

●５月２３日（日）　会場　全国町村会館

＊分科会　10 ：00～12 ：00　5. ヘイト・スピーチ

＊新人弁護士学習会　13:00～15:00

★参加費について：会場参加、ＺＯＯＭ参加ともに 2000 円となります。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ　『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（ＧＬＴＤ）

主な特長　（２つの制度共通）

■保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引２５％
■ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要　※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
■国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

●病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●所定の精神障害（認知症含む）による就業不能も補償します。
●無事故のときは保険料の20%を返れいします。
●支払対象外期間は4日と7日の何れかをを選んでいただきます。
●入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約　）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時のみ「支払対象外期間０日」になります。

＜月払保険料表＞　スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢＼対象期間	１年	２年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

＋

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

●病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●所定の精神障害（認知症含む）による就業障害も補償します。
※最長2年間
●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞　団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢＼支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞
株式会社宏栄　担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062　東京都港区南青山1-10-3横本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

＜引受保険会社＞
損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿１－２６－１
TEL：03-3349-5401　FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ20-07693　2020年10月15日）